

鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	鶴ヶ島市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号）別表第4の項 鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）による医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第1条	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって（母子家庭等及び寡婦の福祉を図る）ことを目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭等）に対し、医療費助成金を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって（ひとり親家庭等の福祉の増進を図る）ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例（平成4年条例第15号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例第5条第1項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例第5条第1項の規定による受給資格の決定に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号イ	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例第3条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号ロ	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例第8条第2項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例第8条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号イ	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例第3条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号ロ	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号ハ	鶴ヶ島市ひとり親家庭等医療費助成金に関する条例第7条第1項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年01月05日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年12月19日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	23

保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費助成金の支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%9F%BC%E7%8E%89%E7%9C%8C%E9%B6%B4%E3%83%B6%E5%B3%B6%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E9%87%91%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%B8&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=27&opn_date_from_month=11&opn_date_from_day=30&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=28&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	